

昇降機の確認申請（計画通知）に必要な図書について

1 目的

建築基準法第 87 条の 4 の規定に基づく昇降機の確認申請は、昇降機のみならず、昇降路の適法性や安全性を確認する必要があります。

昇降機の新設又は改修の別や工事内容などにより求める図書が異なり、申請者等より問い合わせが多いことから、今回、昇降機設置工事の内容に応じて必要とする図書を整理しました。今後は、別表を参考に図書の準備をお願いします。

2 運用

昇降機の工事内容に応じて別表のケース 1～7 に分類し、それぞれに指定された手続きに従い確認申請書（計画通知書）及び必要な図書を提出してください。

3 関係資料

- (1) 昇降機の確認申請（計画通知）に必要な図書（別表）
- (2) 施工状況報告書（昇降機）

4 運用開始日

令和 6 年 1 月 5 日から運用開始する。

別表

昇降機の確認申請（計画通知）に必要な図書

ケース	工事内容	確認申請書 (計画通知書)		施行規則 第1条の3 等の図書	検査済証 (証明書可) (注1)		構造 検討書 (注2)	昇降路 新設に 関する 図書 (注2)	備考
		建築物	昇降機		建築物	昇降機			
1	建築物の新築、増築に合わせて、昇降機を新設する場合	○	○	○	—	—	—	—	建築物の確認申請で昇降路の適法性及び安全性を確認。
	※4号物件で令和7年3月31日までに確認申請するもの。	○	—	○	—	—	—	—	
2	既存昇降機を撤去して、同一製造者かつ同一仕様(方式、定員、積載荷重又速度)の昇降機を設置する場合	—	○	○	—	○	—	—	既存昇降機の検査済証で昇降路が適法であることを担保。
3	既存昇降機を撤去して、他社製造者または仕様が異なる昇降機を設置する場合(マシンルームレス化、定員、積載荷重又は速度の変更)	—	○	○	—	○	○	—	既設昇降機と異なるため荷重の変化が考えられる。その変化に対する構造の検討内容を確認。
4	あらかじめ設けられた既存昇降路に昇降機を新設する場合	—	○	○	○	—	○	—	昇降機を新設することで建築物に加わる荷重の検討内容を確認。
5	既存建築物内に新たに設ける昇降路に昇降機を新設する場合	—	○	○	○	—	○	○	新たに設ける昇降路が現行法に適合していることを確認。
6	修繕や部品交換等で昇降機の確認申請等が不要なもの	—	—	—	—	—	—	—	確認申請(計画通知)が不要。
7	上記以外	協議	協議	○	協議	協議	協議	協議	設置者等の説明を受け、必要な図書を指示する。

(注1) 昇降機の確認申請(計画通知)の図書で検査済証が必要なケースの工事において、検査済証の交付を受けてない場合は、建築基準法第12条第5項の規定に基づき、昇降機の設置に影響する範囲の「施工状況報告書(昇降機)」を作成してください(様式あり)。

(注2) 構造検討書及び昇降路新設に関する図書については、工事内容が分かる資料を持参のうえ、事前相談してください。